

3 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税減免について

- (1) 対象となる世帯（①、②のいずれかに該当）
 - ① 世帯主が、死亡・重篤な傷病を負った。
 - ② 世帯主の事業収入等の減少額が前年比30%以上減少する見込み。
 - ・前年の合計所得金額が1,000万円以下
 - ・前年の世帯主の事業収入等の所得以外の所得が400万円以下
- ※事業収入等：事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入
- (2) 減免の対象となる保険税
 - ① 令和元年度のうち、令和2年2月、3月が納期限
 - ② 令和2年度の全期分
- (3) 減免割合
 - ① (1)の①に該当する世帯：全額免除
 - ② (1)の②に該当する世帯：保険税の2割から10割減免
- (4) 申請期限 令和3年3月31日
- (5) 減免決定件数 26件（令和2年8月17日現在）

4 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について

- (1) 対象者（以下、全てに該当している）
 - ① 給与等の支払いを受けている。
 - ② 新型コロナウイルス感染症に感染又は、発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われ療養のために労務に服することができず、給与等の全部又は一部を受けることができない。
- (2) 支給期間
労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間
- (3) 支給額
傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3か月間の給与等の収入額の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する金額
- (4) 適用期間
令和2年1月1日から9月30日の間で、療養のため労務を服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6月まで）
- (5) 支給決定件数 0件（令和2年8月17日現在）